

議案第 4 3 号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

三田市民病院事業使用料及び手数料条例（昭和 47 年三田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 20 年厚生労働省告示第 59 号」を「平成 22 年厚生労働省告示第 69 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。